

議第203号

京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について
京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例
京都市立特別支援学校条例の一部を次のように改正する。
本則第2項中「特別支援学校」の右に「及びその分校」を加える。
別表京都市立北総合支援学校の項の次に次の1項を加える。

京都市立北総合支援学校中 央分校	京都市下京区油小路通仏光寺下る太子山町602番地の 1
---------------------	--------------------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

京都市立北総合支援学校中央分校を設置する必要があるので提案する。